

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あま市国民健康保険税条例（平成22年あま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.80」を「100分の6.35」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万5,900円」を「2万7,000円」に改める。

第5条の2第1号中「1万7,600円」を「1万7,700円」に改め、同条第2号中「8,800円」を「8,850円」に改め、同条第3号中「1万3,200円」を「1万3,275円」に改める。

第6条中「100分の2.29」を「100分の2.53」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「9,400円」を「1万200円」に改める。

第7条の3第1号中「6,400円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「4,950円」に改める。

第8条中「100分の2.17」を「100分の2.31」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「1万1,600円」を「1万1,800円」に改める。

第9条の3中「5,900円」を「6,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万8,130円」を「1万8,900円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,320円」を「1万2,390円」に改め、同号イ(イ)中「6,160円」を「6,195円」に改め、同号イ(ウ)中「9,240円」を「9,293円」に改め、同号ウ中「6,580円」を「7,140円」に改め、同号エ(ア)中「4,480円」を「4,620円」に改め、同号エ(イ)中「2,240円」を「2,310円」に改め、同号エ(ウ)中「3,360円」を「3,465円」に改め、同号オ中「8,120円」を「8,260円」に改め、同号カ中「4,130円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「1万2,950円」を「1万3,500円」に改め、同号イ(ア)中「8,800円」を「8,850円」に改め、同号イ(イ)中「4,400円」を「4,425円」に改め、同号イ(ウ)中「6,600円」を「6,638円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「5,100円」に改め、同号エ(ア)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,600円」を「1,650円」に改め、同号エ(ウ)中「2,400円」を「2,475円」に改め、同号オ中「5,800円」を「5,900円」に改め、同号カ中「2,950円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,180円」を「5,400円」に改め、同号イ(ア)中「3,520円」を「3,54

0円」に改め、同号イ(イ)中「1, 760円」を「1, 770円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 640円」を「2, 655円」に改め、同号ウ中「1, 880円」を「2, 040円」に改め、同号エ(ア)中「1, 280円」を「1, 320円」に改め、同号エ(イ)中「640円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「960円」を「990円」に改め、同号オ中「2, 320円」を「2, 360円」に改め、同号カ中「1, 180円」を「1, 200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 885円」を「4, 050円」に改め、同号イ中「6, 475円」を「6, 750円」に改め、同号ウ中「1万360円」を「1万800円」に改め、同号エ中「1万2, 950円」を「1万3, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 410円」を「1, 530円」に改め、同号イ中「2, 350円」を「2, 550円」に改め、同号ウ中「3, 760円」を「4, 080円」に改め、同号エ中「4, 700円」を「5, 100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。